

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2018年7月号(J227)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2018年チェコ国際発明展で台湾の受賞数は3位
- 02 漫画家蕭言中氏の作品を盗作、300万新台幣ドルの賠償支払命令判決
- 03 業者が違法なSTBを販売、権利侵害額は1億新台幣ドル超
- 04 ユーチューバーの谷阿莫を著作権侵害で起訴
- 05 科技部がNVIDIAと提携してAIを実践、5分野で全面始動

台湾知的財産権関連判決例

- 01 専利権関連
実用新案の先使用権抗弁に係る認定
- 02 公平交易法関連
共同行為の判定、公平会は今後の法執行において「実質的認定」に限らず、「協調的行為」理論を採用し、「間接証拠」で推論できる

今月のトピックス

J180623Y1

01 2018年チェコ国際発明展で台湾の受賞数は3位

台湾代表団が「2018年チェコ国際発明展（2018 Invent Arena International Exhibition of Technical Inventions, Patents and Invention）」に参加していたが、6月23日早朝に速報が届いた。今年は米国、ロシア、ポーランド、アラブ首長国連邦、中国、台湾、インドネシア等合計22カ国から200点近い発明が出展されたが、台湾は金賞6個、銀賞3個、銅賞1個、大会特別賞1個を受賞し、チェコ（1位）、ポーランド（2位）に続いて3位を獲得した。

「国軍の発明王」の異名を取る徐子圭氏は、「全天候型後端高速気流誘導付風力発電機（Wind Turbine with Trailing Jet Pilot for Continuous Operation in All Weather）」で金賞を受賞した。その他に、70歳の物理療法師である洪斯文氏とその子息である洪其偉氏が開発した補助器具「QMAX復元枕（QMAX Pillow Set）」、大葉大学（Dayeh University）の蔡煥良氏、黄栄慶氏、許嘉中氏が発明した「費用効果に優れ、自動監視、評価、警報機能を有する太陽光発電監視システム」、樹徳科技大学（Shu-Te University）の陳文亮氏と朱修毅氏、張家瑜氏が研究開発した「火災避難警報装置（Fire Safety System）」等も金賞を獲得した。産業界から参加した三鼎生物科技股份有限公司（3D Global Biotech Inc.）は「幹細胞の毛髪再生技術プラットフォームに係る発明」で金賞と大会特別賞を獲得している。（2018年6月）

J180623Y3

02 漫画家蕭言中氏の作品を盗作、300万新台湾ドルの賠償支払命令判決

漫画家である蕭言中氏が創作した「The Moment」動物キャラクターシリーズの漫画がマーケティングの専門家を自称する賈釗に盗用され、「The Mouse」シリーズの広告文に組み込まれて「Angel TALK 法國軟麵包專賣店（フランスパン専門店）」FBファンページにアップロードされるとともに、コレクションカードとして販売された。このため蕭言中氏は損害請求の訴訟を提起し、知的財産裁判所は賈釗に300万新台湾ドルを賠償するよう命じるとともに、「Angel TALK」のFB所有権者である畢○○にも300万新台湾ドルのうち30万新台湾ドルを連帯賠償するよう命じる判決を下した。刑事訴訟の部分については、一審の台南地方裁判所が賈釗に対して著作権法違反により8カ月の懲役に処す判決を下している。

蕭言中氏は以下のように主張していた。つまり蕭氏は2013年8月に北京で個展「The Moment 蕭言中作品展」を開催しており、「The Moment」シリーズ漫画キャラクターの著作権者であり創作者でもある。しかし賈釗はその同意や許諾を得ずに、マウスで再描画、模写して、「The Moment」シリーズの一部の漫画キャラクターに局部的な修飾を施し、蕭氏が書いた言語の創作（著作物）を書き直しただけで、新たに「The Mouse」シリーズの広告文とし、「Angel TALK 法國軟麵包專賣店」のFBページに貼り付け、賈釗自身の写真と組み合わせることで、他人にこの広告の図案や文章を賈釗本人の創作であると思わせようとした。さらに賈釗は動物キャラクターを盗用し、塗り絵をできるペーパーナプキンを製作して、台南市にある書店「塗鴉空間」にて顧客の使用に供し、画作を枠に入れて展示し、さらにコレクションカードを印刷して1枚あたり5000新台湾ドルで販売し、重大な権利侵害を行った。

賈釗は以下のように供述した。つまり2013年に蕭言中氏と提携したことがあり、蕭氏がその一切のマーケティング手法について（利用を）許諾し、「The Moment」シリーズの動物キャラクター漫画を複製し改作することに同意していたため、その模倣の手法で改作して「The Mouse」シリーズを作り出したのであり、著作権法の改作に該当し、複製ではなく、（蕭氏の）請求を棄却することを請求する。

裁判官は、賈釗が「Angel TALK 法國軟麵包專賣店」のFBに「より大きく報道されれば、自分はさらに知名度が高まる。…自分はプロのイベントマーケターだ」、「自分はこれまで蕭先生を模倣したことを否認したことはない」等の著作権法を軽視する言論を掲示し、かつ蕭言中氏から許諾された証拠を提出していないこと等から蕭氏勝訴の判決を下し、権利を侵害する作品はすべて廃棄し、FBに掲載した権利侵害の文章も削除するとともにFBに本事件の判決本文を掲載することを命じた。さらに上訴できる。（2018年6月）

J180616Y3

03 業者が違法なSTBを販売、権利侵害額は1億新台幣ドル超

ネット上で販売されている違法なセットトップボックス（STB）である「千尋盒子」は、購入すると映画、ライブ配信の番組及び国内外のドラマ等のコンテンツを無料で視聴できることを売り文句としていたため、国内、日本、韓国等の多くのテレビ局から権利侵害で警察に通報されていた。警察は2ヵ月余り捜索した後、機械室と関連会社を自宅捜索してサーバ40台余、STB 百台余、携帯電話、パソコン、帳簿等の犯罪証拠を押収し、機械室を設置していた男とその妻並びにSTBの販売業者等6名に対して取調べを行い、それぞれ著作権法違反、風紀妨害等の嫌疑で送検した。

警察は、「千尋盒子」がコンテンツデリバリネットワーク（Content Delivery NetWork）技術を利用し、さらに海外IPを偽装することで、様々な映画、日本ドラマ、韓国ドラマ、国内ドラマ、ライブ配信の番組等を大量かつ違法に複製、公衆送信していることを発見した。STB 1台あたりの値段は3000新台幣ドル足らずで、有線テレビに類似したコンテンツをすべて無料で視聴できるため、視聴者は料金を払って番組を視聴しなくなり、国内映像ビジネスの生態系に深刻な影響を与えた。本件の損害額は概算で1億新台幣ドルを上回る。（2018年6月）

J180608Y3

04 ユーチューバーの谷阿莫を著作権侵害で起訴

人気ユーチューバーの谷阿莫は近年「新感染 ファイナル・エクスプレス」、「ズートピア」等の人気映画についてその映像の一部に谷阿莫による映画解説と簡単な紹介を加えて「〇分分かる映画〇〇」シリーズ動画を編集してきた。同シリーズの動画は短時間で映画のストーリーを視聴者に説明するだけでなく、谷阿莫によるユーモラスなナレーションが多くのファンを集め、再生回数は数十万回に上った。しかしながら、米国のウォルト・ディズニー・ピクチャーズ、得利影視股份有限公司（Deltamac (Taiwan) Co., Ltd.）、又水整合設計有限公司（Autoaidesign Co., Ltd.）、科科電速股份有限公司（KKTV Co., Ltd.）及び車庫娛樂股份有限公司（GaragePlay）等5社は谷阿莫の行為が権利侵害に当たるとして提訴した。

これに対して谷阿莫は「二次創作」であり、公正使用に該当すると主張した。しかしながら提訴した企業等は「場面別分析表」を証拠として提出し、検察官に谷阿莫の権利侵害を証明した。台北地検署は捜査した結果、谷阿莫が改作して商業利益を得たことは著作権法第92条規定に違反していると認めて起訴した。（2018年6月）

J180604Y5

J180604Z5

05 科技部がNVIDIAと提携してAIを実践、5分野で全面始動

科技部（Ministry of Science and Technology）は6月4日、AIの海外大手であるNVIDIAとの提携をさらに深め、基礎演算環境（スパコンのインフラ整備）、技術開発、人材育成、スタートアップ企業向け研修及び革新応用（台湾の重要AI応用分野への共同投資）など5つの分野を包括する提携計画を提出した。NVIDIAとの提携を通じて、台湾は世界におけるAI技術や産業サプライチェーンでの不可欠な地位を築いていく。

科技部によると、NVIDIAが発明した革命的なグラフィック・プロセッシング・ユニット（GPU：Graphics Processing Unit）は、AI演算能力の倍増に貢献したものの一つであり、有名な科学ジャーナルに掲載されている重大な研究のブレークスルーにおいてGPUはしばしば重要な役割を演じており、様々な産業のAI応用において幅広く使用されている。

科技部の陳良基部長（訳註：大臣に相当）によると、海外パートナーとの連結は台湾AI革新を加速する原動力における重要な部分であり、台湾政府が対外的に台湾AI発展政策を発表した後、NVIDIA、マイクロソフト、グーグル、シノプシス（Synopsys）を始めとする世界的なIT大手が台湾の政策に対して実際の行動で応えている。その中でもNVIDIAは科技部と2017年10月から提携を開始し、2018年5月にはさらに計画を提出して、提携の意向を示した。この提携計画には技術、人材、スタートアップ企業等の重点が含まれており、台湾の半導体産業及び最終製品サプライチェーンにおける強み、特定の関連IC技術におけるリード、情

報等のエンジニアリングに関する学術研究機関の高い競争力など既存の優位性によって、積極的に投資戦略を進め、台湾が AI テクノロジーの波において安定した地位を築けるようにすることを旨とする。この AI の波の到来に伴い、科技部は 2017 年に「AI 科学研究戦略」を策定しており、全力で AI 研究開発のインフラ環境を整備していく。(2018 年 6 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

I 実用新案の先使用権抗弁に係る認定

■ ハイライト

原告は係争実用新案の実用新案権者であり、実用新案権の存続期間は 2014 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までである。原告は、被告が製造及びネット販売を行った係争製品が係争実用新案を侵害しているとして、法に基づき被告に侵害の停止を請求した。被告は、係争実用新案の出願日前にすでに訴外人である大松發股份有限公司 (TA SONG FA CO., LTD.、以下「大松發公司」) から係争製品を購入した際の領収書 (被告証拠 1)、被告が係争実用新案出願日前に販売した係争製品の実物 (被告証拠 2)、製品カタログ (被告証拠 3)、ネットの資料 (被告証拠 4) 等を証拠として提出し、先使用権を主張する抗弁を行った。裁判所は最終的に専利法 (訳註：特許法、実用新案法、意匠法に相当) 第 59 条第 1 項第 3 号に基づき、係争製品に係争実用新案権の効力は及ばないため、原告の請求には理由がないとの判決を下した。

被告証拠 2 と原告が提出した係争製品の写真とは外観が一致し、さらに被告証拠 2 の包装に記載された型番と被告証拠 1 に記載された型番も同じであり、それが係争製品であると認定できる。被告証拠 1 に示されている係争製品は、2013 年 9 月 27 日、つまり係争製品を大松發公司から調達した時点で、係争実用新案の技術的特徴を有していたはずである。

専利法という販売とは単に「売ること」を指し、被告が大松發公司から係争製品を調達したことは、販売という実用新案権実施行為を直接的に構成しないが、被告が販売するためにネット上で紹介し、出荷するために調達していたことは、すでに販売に必要な準備を完了したと認めることができる。また専利法という「販売の申出」は、解釈上、申出の誘引が含まれるべきであり、被告がネット上で紹介、推薦することで消費者からの注文の申込 (申出) を誘引することは、「販売の申出」に該当すると認められる。つまり、被告が係争実用新案出願日前、すでに国内で係争実用新案を実施していた、又は既に必要な準備を完了していたと認めるべきであり、係争製品に係争実用新案権の効力は及ばない。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】105 年度民專訴字第 98 号

【裁判期日】2017 年 6 月 13 日

【裁判事由】特許権侵害行為停止

原告 謝○育

被告 瑞奇喬伊有限公司 (RICH JOY CO., LTD.)

上記当事者間における特許権侵害行為停止事件について、当裁判所は 2017 年 5 月 2 日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

原告の訴え及び仮執行宣言の申立てをいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は実用新案 M489174 号「ずれ落ち防止編物地（原文：具防止下滑之針織物）」の実用新案権者であり、実用新案権の存続期間は 2014 年 11 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までである（以下「係争実用新案」）。被告の瑞奇喬伊有限公司（以下「被告会社」）とその法定代理人である被告の林〇凱はいずれも原告から使用許諾を受けていないことを知りながら、係争実用新案と同じ製品「VITAL ENERGY ゲルマニウムフレーム膝サポーター（原文：VITAL ENERGY 防護鍍骨架護膝）」（以下「係争製品」）を製造し、それが経営するサイト「Vital Salveo 紗比優機能服飾」、各オンラインショップ及び実体の店舗において販売した。

原告が経営する忠盛有限公司（以下「忠盛公司」）は係争製品をネットを通じて購入して鑑定に送った結果、係争製品が係争実用新案の請求項の範囲に含まれることが確認された。よって専利法第 120 条の第 58 条第 1、2 項準用規定、第 96 条第 1 項規定等に基づき、被告等の侵害の停止を請求した。

被告は次のように主張した。つまり被告証拠 1~4 を調べると、被告は係争実用新案出願日以前にすでに係争製品を販売し、メディアに露出していたことがわかり、係争実用新案出願前に国内で実施されていたことは明らかである。たとえ原告が実用新案権者であり、係争製品が係争実用新案の請求項に含まれる証拠を提出したとしても、被告証拠 1~4 から係争製品が係争実用新案出願日前に実施された事実が分かるため、専利法第 120 条に基づき第 59 条を準用し、係争製品は係争実用新案権の効力が及ばず、原告は被告に対して係争実用新案権を主張してはならない。

二 両方当事者の請求内容

（一）原告の主張：

1. 被告等は中華民国実用新案第 M489174 号「ずれ落ち防止編物地」の実用新案権を侵害する物品について販売の申出、販売、使用、又は上述の目的のための輸入及びその他前記実用新案権を侵害する行為を行ってはならない。
2. 訴訟費用は被告等の負担とする。
3. 原告は担保を供託するので、仮執行宣言を申し立てる。

（二）被告の主張：原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

第一に、係争製品には係争実用新案の実用新案権（の効力）が及ぶのか。第二に、被告が抗弁する係争実用新案の無効原因は真実であるのか。

（一）原告の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。

（二）被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

（一）係争製品には係争実用新案の実用新案権（の効力）が及ぶのか。

1. 専利法第 59 条第 1 項第 3 号に、特許権の効力は出願前、すでに国内で実施されていたもの、又はすでに必要な準備を完了していたものには及ばないと規定されている。この規定は専利法第 120 条に基づいて実用新案に準用される。いわゆる実用新案権の実施とは、専利法第 120 条に基づいて第 58 条第 2 項が準用され、即ち、該実用新案の物品の製造、販売の申出、販売、使用、又は上述の目的のための輸入をする行為をいう。よって係争製品が係争実用新案の出願前に、被告によってすでに係争製品の製造、販売の申出、販売、使用、又は上述の目的のための輸入がされていたならば、係争製品に係争実用新案の実用新案権の効力は及ばない。
2. 被告は、係争実用新案の出願前にすでに販売の行為があったと抗弁しており、係争実用新案出願前に被告が大松發公司から係争製品を含む商品を購入した際の領収書（被告証拠 1）、被告が販売した係争製品の实物（被告証拠 2）、被告が販売した係争製品を含む製品のカタログ（被告証拠 3）、係争製品を販売したネットの資料（被告証拠 4）を証拠として提出している。
3. しかしながら原告は被告による上述抗弁に対して反論し、次のように主張している。(1) 領収書だけでは購入した物品が係争製品であることを証明できず、たとえ同一の製品だったとしても、被告と大松發公司との間に製造と販売という内部の分業があったことを証明できるだけであり、係争製品がすでに市場に流通していたことは証明できない。(2) 被告証拠 3 のカタログには期日が記載されておらず、それが係争実用新案出願日前にすでに存在していた

ことを証明できない。(3)被告証拠 4 のネット資料については、その内容が本質的に変造されやすく、被告がサイトのウェイバックマシン等のプログラムで係争実用新案出願日前にすでに存在していたことを証明していないため、証拠能力はない。

4.ただし調べたところ次のとおりであった。

(1)被告証拠 1 に示されている係争製品は 2013 年 9 月 27 日、つまり被告が大松發公司から調達した時点で、係争実用新案の技術的特徴に適合していたはずである。

(2)原告は、被告証拠 4 のネット資料はその内容が本質的に変造され易く、さらにウェイバックマシン等のプログラムでそれが存在する時期を証明していないと主張しているが、被告が提出したネット資料はその内容とサイトの URL からみて、第三者のサイト (www.fever38.com 及び mypaper.pchome.com.tw) の資料であり、原告がさらに挙証して攻防しなかったため、被告が随意改変を制御できるものではないと認めるべきである。

被告が提出した上述のネット資料には、URL と印刷期日がいずれも印刷されており、すでに実用新案が実施されていることを証明しようとするものであることは双方にとって明らかであり、原告がそれは証拠とできないと根拠なく疑義を呈する主張は、採用できない。

(3)被告が提出した被告証拠 3 の製品カタログには確かに期日が印刷されていないため、係争実用新案の出願日前に存在した証拠として直接的に採用できない。ただし、前述の被告証拠 1 (調達の領収書)、被告証拠 2 (係争製品の実物)、被告証拠 4 (ネット資料) により、被告は係争実用新案出願日にはすでに大松發公司から係争製品を調達し、かつてネットでそれを紹介、販売しており、さらに当時の係争製品は係争実用新案の技術的特徴に適合していたと認めることができる。専利法で定める実用新案権の実施における販売の部分については、単に売ることを指し、買入れを含まない (刑事法上の販売犯罪とは異なる) ため、被告が大松發公司から係争製品を調達したことは、販売という実用新案権実施行為を直接的に構成しない。ただし、被告証拠 4 のネット資料と併せると、被告はすでに販売に必要な準備 (販売するためにネット上で紹介し、出荷するために調達) を完了していたと認めることができ、それは係争実用新案権の効力は及ばないものでもある。さらに被告証拠 4 のネット資料から被告は係争実用新案を有する係争製品について、すでに販売のための申出を行っていた (専利法における「販売の申出」には、解釈上、申出の誘引が含まれるべきであり、それによって始めて立法の趣旨に合う。ここでは契約の成立の有無を判断するのではなく、実用新案権出願日前に実用新案の実施行為が存在していたかを判断して実用新案権の効力を排除するため、専利法第 59 条第 1 項第 3 号に「すでに必要な準備を完了していたもの」が特許権の効力が及ばない事由であると規定されていること、並びにこのように実用新案権の効力が及ばない場合も同条第 2 項で定められる範囲制限[訳註：第 2 項では「前項第 3 号、第 5 号及び第 7 号之実施者は、その元来の事業の目的範囲内においてのみ引き続いて利用することができる。」と規定されている]を受ける必要があることを参酌して、ネット上で紹介、推薦することで消費者からの注文の申込[申出]を誘引することは、「販売の申出」に該当すると認められる)。これらはすべて、被告が係争実用新案出願日前、すでに国内で係争実用新案を実施していた、又は既に必要な準備を完了していたと認めるべきである。

(二) 上述争点の判断結果に基づき、本件原告の訴えには理由がなく、棄却すべきである。

双方のその他の攻撃防御方法については、判決結果に影響を及ぼさないため、ここでさらに論述しない。

2017 年 6 月 13 日

知的財産裁判所第三法廷

裁判官 蔡志宏

02 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 共同行為の判定、公平会は今後の法執行において「実質的認定」に限らず、「協調的行為」理論を採用し、「間接証拠」で推論できる

■ ハイライト

国内の三大工業用紙メーカーである正隆股份有限公司（以下、「正隆公司」）、榮成紙業股份有限公司（以下「榮成公司」）及び永豊餘工業用紙股份有限公司（以下「永豊餘公司」）が2009年11月から2010年3月までの間に工業用紙の協調的値上げを行い、国内工業用紙市場の需給機能に影響を及ぼして、行為時の公平交易法（訳注：日本の不正競争防止法、独占禁止法に相当）第14条第1項規定に違反しているとして、公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当）は2010年5月5日に合計1000万新台幣ドルの過料を科した。前記3社はこれを不服として、いずれも行政訴願及び行政訴訟をそれぞれ提起した。7年間の審判手続きを経て、最高行政裁判所は2017年5月25日に前記3社には確かに共同行為があったと認め、公平交易委員会勝訴の判決を下した。全件について判決が確定した。

最高行政裁判所は間接証拠を以て共同行為の合意の存在を推論できると認めた。共同行為の合意は当事者の心の中にあるため、主務官庁は証拠を掌握するのが容易ではない。よって共同行為の認定において、たとえ直接証拠がなかったとしても、間接証拠の採用と分析を通じて、事業者間で共同行為を採用したのでなければ市場における協調的行為（外形的に一致する行為）という現象を合理的に解釈できない場合、共同行為の合意が存在したと推論できる。

【公平交易委員会ニュースリリース2017年6月30日】

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】106年度判字第265号

【裁判期日】2017年5月25日

【裁判事由】公平交易法

上訴人 正隆股份有限公司（Cheng Loong Corp.）

上訴人 永豊餘工業用紙股份有限公司（YFY Packaging Inc.）

上訴人 榮成紙業股份有限公司（Long Chen Paper Co.,Ltd.）

被上訴人 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は2016年1月28日台北高等行政裁判所104年度訴更二字第46号、第48号及び第49号判決を不服とし、上訴を提起した。当裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

国内の工業用紙産業は川上、川中、川下に区分されて、川上の「一級紙廠（一級製紙業者）」は工業用紙の原紙（中芯紙、テッシュペーパー）を、川中の「二級紙廠（二級製紙業者）」は板紙（段ボール板）を、川下の「三級紙廠（三級製紙業者）」は各種紙器等をそれぞれ生産している。上訴人の正隆股份有限公司（以下、「正隆公司」）、榮成紙業股份有限公司（以下「榮成公司」）及び永豊餘工業用紙股份有限公司（以下「永豊餘公司」）は「一級紙廠」、「二級紙廠」を兼ねており、3社が2009年台湾の工業用紙の原紙総生産量に占める比率はそれぞれ51.2%、28.2%、19.1%であった。被上訴人（公平交易委員会）は台湾省紙器商業同業公会連合会（即ち「三級紙廠（つまり紙器メーカー）」の同業組合、以下「三級紙廠同業公会」）から上訴人等が生産する原紙価格に対して協調的値上げが行われ、「三級紙廠」は負担に耐えられないとの

陳情を受け調査を行った。被上訴人は調査の結果、上訴人3社は2009年11月から2010年3月までの間に原紙に対する協調的値上げを行い、上訴人の正隆公司与榮成公司是さらに垂直統合の優位性を利用して、2010年1月から3月までに二級のボール板紙に対する協調的値上げを行い、国内工業用紙市場の需給機能に影響を及ぼし、公平交易法第14条第1項規定に違反していると認め、同法第41条前段規定に基づき、2010年5月5日に公処字第099054号処分書（以下「原処分」）を以て上訴人の正隆公司与上訴人の榮成公司、上訴人の永豊餘公司に対して直ちに上記違法行為を排除するよう命じるとともに、上訴人の正隆公司に過料500万新台湾ドル、上訴人の榮成公司に過料300万新台湾ドル、上訴人の永豊餘公司に過料200万新台湾ドルをそれぞれ科した。上訴人等はこれを不服として行政訴願をそれぞれ提起したが、いずれも棄却されたため、その後本件行政訴訟を提起した。台北高等行政裁判所が訴願決定及び原処分を取り消したため、被上訴人はこれを不服として上訴を提起し、当裁判所は原判決を破棄し、原審に差し戻した。再び原審が訴願決定及び原処分を取り消したため、被上訴人は不服として上訴を提起し、当裁判所は第一次差戻し審判決を破棄し、原審に差し戻した。その後原審は上訴人等の請求を棄却し、上訴人等はこれを不服として本件上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人の請求：第二次差戻し審判決を破棄し、訴願決定及び原処分を取り消すことを請求する。
- (二) 被上訴人の請求：上訴棄却を請求する。

三 本件の争点

- (一) 上訴人の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被上訴人の抗弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

行為時の公平交易法第7条第1項乃至第3項には「(第1項)本法でいう共同行為とは、事業者が契約、協定又はその他の方法による合意を以て、競争関係にある他の事業者と共同して商品又は役務の対価を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等を制限し、相互に事業活動を拘束する行為をいう。(第2項)前項でいう共同行為は、事業者による同一の生産・販売の段階における水平的共同が、生産、商品取引又は役務の需給に係わる市場機能に影響するものに限る。(第3項)第1項でいうその他の方法による合意とは、法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協定以外の意思の連絡によって事実上共同行為の成立に至らしめるものをいう。」、第14条第1項前段には「事業者は共同行為をしてはならない。」、第41条前段には「公平交易委員会は、本法規定に違反した事業者に対し、期限までにその行為の排除、改善又は必要な是正措置を講ずるよう命じることができると共に、5万新台湾ドル以上2500万新台湾ドル以下の過料に処することができる。……」とそれぞれ規定されている。

共同行為に対する規範については実質的な認定方式が採用されて、即ち二又は二以上の事業者が明確に認識し、意識して相互の意思の連絡を通じ、その未来の市場行為について法律上の拘束力がない共通認識又は理解を達成して、外形的に市場における一致した行為を形成するものである。もし調査の結果、意思の連絡の事実が確かにあるとき、又はその他の間接証拠（誘因、経済的利益、類似する値上げの時期又は数量、発生回数、持続時間、行為が集中する程度及びその一致性等）を以て事業者間に意思の連絡があったと判断でき、かつそれが外形上の行為の一致性に対する唯一の合理的な解釈であるとき、それらの事業者間に共同行為があったと認定できる。いわゆる「意思の連絡」とは、客観的に事前に予定された計画が存在する必要はなく、直接的又は間接的方法によるものであり、例えば市場情報の公開、競争に関連するセンシティブな市場情報の間接的な交換、又は営業戦略の相互伝達、又は直接的なビジネス情報の交換等を利用するものはすべてそれに該当する。

次に共同行為規定違反の事実を認定する証拠は、直接証拠に限らず、間接証拠も含まれる。間接証拠を採用する場合、共同行為を成立させる証拠は、直接的関係においては他の事実を証明できるにすぎないが、他の事実から推理の作用において経験則と論理法則に適合する推論判断を為し、違法事実を認定する基礎とすることができる。共同行為の認定において、たとえ事業者間に共同行為の合意があった事を証明できる直接証拠がなくても、間接証拠の採用と分析を通じて、事業者間で共同行為を採用したのでなければ市場における協調的行為を合理的に解釈できない場合、共同行為の合意が存在したと推論でき、即ち共同行為が事業者間における外

形上の行為の一致性に対する唯一合理的な解釈であるという状況において、それら事業者間には共同行為があったと認定できる。つまり市場において多数の事業者が同時かつ同じ幅の値上げを行ったが、市場において合理的に（その値上げを）説明できる客観的な需給の変化等の要因がないならば、事業者はその値上げにおいて共同行為の合意があったと合理的に推定できるはずである。

上訴人正隆公司、永豊余公司及び榮成公司の説明によると、それらが2009年末と2010年初めに値上げた主な原因は国際古紙相場上昇の圧力を反映したものである。さらに前記被上訴人調査資料によると、工業用紙の主な原料は古紙であり、工業用紙コストの約65%前後を占めている。前述の比率に基づいて計算すると、上訴人等が輸入する古紙の数量は顕著な割合に達しておらず、かつそれらが受ける国際古紙相場上昇による値上げ圧力は互いに異なり、それぞれ輸入する比率が同じではないため、古紙相場上昇に対応する価格調整戦略も理論上、異なってくるはずである。ただし上訴人等が上記期間に行った値上げ幅には一致する傾向がみられ、明らかに常軌を逸している。国際古紙相場は上昇傾向にあったが、国内古紙需給には明らかに変化はなく、上訴人等は輸入量を増やしていない状況において、国際原材料の相場上昇を理由に値上げするのは明らかに不自然である。ましてや上訴人等の工業用紙の値上げ幅は国際市場における同じ製品の値上げ幅より明らかに高く、それらの輸入原材料使用率の対比、及び上訴人等による工業用紙価格値上げの期間と幅がほぼ一致していること等の状況から、それらの値上げ行為と動機には確かに不合理な箇所がある。

本件第二次差戻し審判決は証拠の調査結果に基づき、2009年に上訴人等3社の一級紙廠（工業用紙の原紙）市場における占有率は98.5%に達しており、互いに価格競争をしない誘因と動機があり、価格調整過程において相互の信頼協調関係を築き、さらに価格調整過程の一致性を促進したと認めた。上訴人等の一級紙廠はコストの構成が異なり、被上訴人が調査期間に上訴人等に「各自」の値上げ幅算出の根拠、及びコスト上昇の程度に対する対応の程度を説明するよう要求したが、上訴人等はいずれも口を揃えて古紙原料の値上がりとその他のコスト要因が主な値上げ事由であるとのみ説明した。被上訴人は上訴人等の製品販売価格を調査した結果に基づき、上訴人等のそれぞれに対応するコストは合致せず、とくにそれらがそれぞれ受けた古紙コストの圧力は明らかに異なり、一致して値上げた行為はそれぞれの経営コストを考慮して行った自主的な値上げではないと認めた。さらに上訴人等は頻繁に会食し、順番に席を設けて議論したり親交を深めたりしていることを認めており、証人、業者は上訴人等がしばしば集まっている等の事実を証言しており、上訴人等に合意がなかったという事実を排除しがたく、上訴人等は前記の大幅な工業用紙値上げを行った期間にいかなる上訴人も合理的な競争行為を以て市場を奪い合った状況はみられず、上訴人等の間には工業用紙の見積価格の値上げ幅を維持し、価格競争を避けるという共謀の暗黙の了解があったはずであると間接的に推理して証明することができる。よって原処分が上訴人等の間に一級工業用紙について2009年11月から2010年3月までの間に違法に共同して値上げを行い公平交易法（行為時第14条第1項の共同行為禁止規定）に違反したと認定したことには違法性等はない等と判決している（判決第二次差戻し審判決第83頁乃至第85頁を参照）。その判断結果は経験則、論理法則及び証拠資料に関する倫理法則に反していないと認める。

寡占市場の競争者は互いに価格の均衡点を確定するため、意思の連絡を通じて合意を達成する他、実務上、価格決定戦略を通じて情報を連絡する方法がよく見られる。本件被上訴人が上訴人等に提出を要求した処分期間において発行した発票（領収書）資料と、さらに川下メーカーに提出を要求した発票等の関連資料とを対比した結果、上訴人等は「発票」の発行を通じて情報を交換し、それらが見積もりした「発票価格」を「実収価格」の算出の基準とし、この操作方法で毎月同時に、同じ形式で協調的値上げを行ったと認めた。これにより上訴人等には確かに共同行為の合意があったと分かり、これらの共同行為は市場競争のシステムにダメージを与えるに足りる。それらは事後、個別の取引時に個別の顧客に対して割引の実収価格を適用しているが、元来の共同行為の成立に影響を及ぼすものではない。

行為時公平交易法第7条第1項乃至第3項の規範目的は、市場の公平な競争を維持し、商品や役務の価格を人為的に操作したり、若しくは数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等を制限したりすること等を禁止することである。つまり最も重要なのは、競争者が合意という方法で上記の事項を人為的に操作することを禁ずることである。そのなかの価格操作の部分については、合意を以て共同行為を行う競争者によって各自調整される価格は完全に一致している必要はなく、たとえ競争者が調整した後の価格が完全に一致していなかったとしても、

その価格の形成が市場の自由競争によって自然に生じたものではなく、競争者間の協定による合意で生じたものであれば、前記公平交易法で禁じる共同行為を構成する。競争者の間に意思の連絡による合意の事実があったか否かについては、証拠の調査と検討・判断により結論を出す必要があるが、この時競争者による客観的に一致した値上げ行為は即ち判断するための証拠の一つとなる。事実上、共同行為の有無の判断には当然ながら競争者による同じ金額の値上げ行為が必要ないが、同じ金額の値上げ行為は共同行為の存在を確認する積極的な証拠となる。

被上訴人は調査期間において上訴人等に価格調整の要因を説明するよう通知したことがあり、上訴人等は古紙相場上昇に対処した値上げであるといずれも回答している。被上訴人はその後上訴人等に対して、資料を補充し、どの企業が最初に値上げを行ったのか、どの企業が追随したのかを説明するよう通知したが、上訴人等はいずれも関連資料をさらに提出して参考に供することはしなかった。被上訴人は上訴人等がその製品価格を引き上げた原因は原材料である古紙相場上昇だけではないと認めており、これは根拠がないものではない。

以上をまとめると、第二次差戻し審判決は前出の趣旨に基づき、上訴人等が2009年1月から2010年3月までの間に、たとえ原材料である古紙相場上昇等のような一部のコストの増加が値上げの要因であったとしても、その協調的値上げにおける価格の一致性はそれらが属する産業の状態及び市場需給の状況に合理的に対応できず、上訴人正隆公司与上訴人榮成公司是さらに垂直統合の優位性を利用して、2010年1月から3月までに二級のボール板紙価格を共同で操作し、国内工業用紙市場の需給機能に影響を及ぼしており、公平交易法第14条第1項本文の共同行為禁止規定に違反していると認め、被上訴人が原処分を以て上訴人等に原処分書送達の日から直ちに上記違法行為を排除するよう命じるとともに、上訴人の正隆公司に過料500万新台湾ドル、上訴人の榮成公司に過料300万新台湾ドル、上訴人の永豊餘公司に過料200万新台湾ドルを科す処分を下したことは違法ではない。維持の訴願決定にも誤りはなく、よって上訴人等の原審における請求を棄却したこと、それが適用した法規と該事件が適用すべき現行法規に違背はなく、判例解釈にも抵触しておらず、いわゆる第二次差戻し審判決に法令違背の事情はないと認める。

以上の次第で、本件上訴には理由がない。行政訴訟法第251条第1項、第98条第1項前段、第104条、民事訴訟法第85条第1項前段により主文のとおり判決する。

2017年5月25日

最高行政裁判所第一法廷

裁判長 劉鑫楨

裁判官 胡方新

裁判官 程怡怡

裁判官 張國勳

裁判官 汪漢卿

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2018 TIPLO, All Rights Reserved.